

指定管理者の指定について

ぎふ清流文化プラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、ぎふ清流文化プラザ条例（平成六年岐阜県条例第四号）第九条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜市学園町三丁目四二番

公益財団法人岐阜県教育文化財団

二 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで